

経済産業省告示第二百八十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替令第六条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の許可を要する支払（平成十八年経済産業省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年九月十九日から施行する。

平成十八年九月十九日

経済産業大臣 二階 俊博

第六号の次に次の一号を加える。

七 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）